PR

わが家の資産を考えよう

実践！いつかくる「相続」家族のために今からできること

仲の良い家族でも、財産や相続についてはなかなか話し合いづらいもの。だからといって何もしないでいると、いざ相続の問題が発生した時、残された家族に負担がかかってしまうかもしれません。

相続税の申告と納税は、相続が発生してから10カ月以内に済ませる必要があります。家族が安心して相続の手続きを進められるよう、そしてせっかくの財産を次世代に大切に引き継ぐために、今からどんなことができるでしょうか。税理士法人のぞみ松本事務所（松本市）の百瀬幸子所長に聞きました。

自分の財産を、分かるようにしておく

相続税の申告の際には、亡くなった人と相続人全員の戸籍謄本や身元確認書類の他、相続する財産ごとに書類を用意する必要があり、手続きには時間も労力も要します。

遺言書がない場合は、相続人が話し合い、財産をどう分けるかを話し合って決めますが（遺産分割協議）、どんな財産がどれくらいあるか分からない場合は、一から調べたり、書類を探すことから始めなければならないでしょう。財産があることに気付かず、家族が相続税の申告漏れを指摘されるーということもあり得ます。

家族がなるべくスムーズに財産相続の手続きができるよう、**生前に「ご自身の財産を分かるようにしておく」**ことが大切です。

まずは、財産を把握

相続財産は現金や預金、不動産の他、株や小切手などの有価証券、車や貴金属なども含まれます。それらを一度洗い出し、財産の一覧表に整理してみましょう。

表1　相続財産の例

生前に所有していた財産	みなし相続財産
・現金（ネットバンクやネット証券、電子マネーも含まれます） ・有価証券 ・土地・建物 ・車 ・貴金属・骨董品・絵画	・生命保険金 ・死亡退職金
マイナスの財産	
借金、保証人、未払いの税金や光熱費、葬儀費用	

いざというときに家族に分かるよう、一覧表には何がどれくらいの金額であるかだけでなく、預貯金の場合は金融機関や支店名、株の場合は銘柄や証券会社名、自宅以外の不動産の場合は住所などの詳細を記載しておきます。

生命保険の死亡保険金は受取人が決まっているため遺産分割協議の対象にはなりませんが、保険金は保険会社に請求しないと受け取れないので、保険会社や保険の種類についても忘れずに記載しておきましょう。**一覧表と併せて、通帳や証券など関連書類についても整理し、どこにあるか明確**にしておくと安心です。

実際に財産の把握や書類整理をした人から、「とても時間がかかった」という声を聞きました。元気なうちに、今から少しずつでも始めることをおすすめします。

次に、財産の活用方法を考える

財産のおおよその総額が分かれば、相続税がかかるかどうか、いくらくらいかかるのかが分かります。相続税がかかる場合は、家の建て替えや修繕、生前贈与などで財産を活用してはいかがでしょうか。相続時の財産を減らすことができれば、相続税を減らすことも可能です。

たとえ相続税がかからない場合でも、相続人が複数いる場合は、土地や建物などの不動産は分けにくい場合があります。家族に平等に分配できるよう考えておくと、後々家族がもめるような事態は避けられるでしょう。

財産は、不動産の売却や生前贈与の有無などさまざまな要素により変化します。財産の一覧表と活用方法は、定期的に見直しましょう。

生前贈与は何をしたらいい？

生きている間に「贈与」という形で子や孫に財産を移すことで、相続時の財産を減らすことができます。財産の贈与には、相続税より高額な「贈与税」がかかりますが、表2のように教育や結婚・子育て、住宅取得のための援助資金などは、一定の金額まで非課税で一括贈与ができます。

暦年贈与

前述の教育資金や結婚・子育て資金はまとめて贈与がしやすいですが、金融機関と契約し、専用口座を開設して資金の使い道を申告する必要があります。また、贈与した人が亡くなった時点で口座に資金が残っていたら、相続税の課税対象になります。

そこで、もし贈与する相手が複数人いる場合は、比較的手軽な「暦年贈与」がおすすめです。

ただし、相続開始前3年以内に贈与された財産については、相続税の対象になり（生前贈与加算）、相続直前に生前贈与をしても相続税の節税対策にはなりません。

今後の法改正で生前贈与加算の対象となる期間が3年より前までさかのぼる可能性もあるので、生前贈与を始めるなら早い方がいいでしょう。

結婚、入学などのお祝い

子の結婚や出産、孫の入学祝いや学費の援助など、「常識の範囲」での支出に関しては基本的に非課税です。お祝いの機会に必要な費用を援助するのもいいでしょう。ただし、将来に向けた生活費や教育費などをまとめて渡してしまうと贈与税の対象となるので注意しましょう。

詳しくは税の専門家に相談することをおすすめします。

家族に「気持ち」も遺しましょう

せっかく次の世代に遺す財産。家族に分からなかったり、争いの種になってしまっては台なしです。

子が親の財産を気にかけていることは、実は意外と多いのですが、子どもからは言い出しにくいもの。最近では「家族がもめないように」と、遺言書を作る人も増えていますが、遺言書は必ずしも必要ではありません。大切なのは、とにかく自分の財産を把握し、家族が「分かるようにしておくこと」。そして、円満な相続のために、どんなふうに分けてほしいかなど、家族に自分の「気持ち」も伝えておけるといいですね。

●監修
税理士法人のぞみ所長
税理士／資産税コンサルタント
百瀬幸子 さん

表2

子や孫へ一括贈与ができる制度	住宅取得資金の贈与	結婚・子育て資金の一括贈与	教育資金の一括贈与
非課税の限度額	省エネ等住宅　最大1000万円 それ以外の住宅　最大500万円	子・孫一人につき1000万円まで（結婚費用は300万円）	子・孫一人につき1500万円まで
使用目的	住宅の建築や購入・増改築、土地の購入など	結婚関連、不妊治療費・分娩費用、子育て関連	入学金、授業料、通学定期代など
子・孫の要件	18歳※以上	18歳※以上、50歳未満	30歳未満
適用期間	2023年12月31日まで	2023年3月31日まで	

※成人年齢の引き下げに伴い、2022年4月1日以降の贈与については、住宅取得資金の贈与の場合は贈与を受けた年の1月1日の時点で18歳以上の人、結婚・子育て資金の贈与の場合は金融機関との資金管理契約締結の日において18歳以上の人が対象になります。

暦年贈与とは

贈与税は、基本的に一人の人が1年間にもらった財産の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対してかかります（暦年課税制度）。つまり、1年間に1人に対し110万円までなら贈与税がかかりません。こうした制度を活用した方法を暦年贈与と呼びます。暦年贈与は子どもや孫など一度に複数の人に贈与することも可能です。贈与された人に、資金の使い道の制限はありません。

※ここに注意　例えば、あらかじめ贈与する総額が1000万円と決まっていて、「基礎控除の範囲内で毎年100万円ずつ10回に分けて贈与する」と取り決めて贈与した場合は、分割で行ったとしても「1000万円をまとめてもらった」（＝定期贈与）とみなされ贈与税を払うことになります。毎年同じ日付で同じ金額を贈与している場合も定期贈与とみなされたり、子ども名義の口座を親が管理し、そこに親が毎年入金する―という形も贈与とはみなされず相続税の対象となる場合があるので注意が必要です。

PR

わが家の資産を考えよう

実践！いつかくる「相続」家族のために今からできること

「相続税」とは？

相続税は、亡くなった人（被相続人）の財産を受け継ぐ際にかかる税金。法的に定められた、相続税が課税されない「基礎控除」の範囲より多い相続財産分が課税の対象になります。

基礎控除額は、法的に遺産を相続する資格を持った人物（法定相続人）の数によって変動します。「3000万円＋600万円×法定相続人の人数」という計算式で基礎控除額が求められます【図】。

広大な土地や畑を持ついわゆる「資産家」でなくても、例えば市街地にマイホームやマンションを所有し、ある程度の預貯金を持つ家庭なら、相続税の納付が必要になる可能性があるでしょう。

図　相続税 基礎控除額の計算例

●法定相続人：妻のみの場合	3000万円＋600万円×1＝3600万円 ※相続財産3600万円以上は課税対象に！
●法定相続人：妻＋子1人の場合	3000万円＋600万円×2＝4200万円 ※相続財産4200万円以上は課税対象に！
●法定相続人：妻＋子3人の場合	3000万円＋600万円×4＝5400万円 ※相続財産5400万円以上は課税対象に！

財産の管理や相続税対策について、詳しくは専門家に相談しましょう。